

震災に関する義^ぎ捐^{えん}金^{きん}詐欺にご注意ください

福祉団体や公的機関などを名乗り、義^ぎ捐^{えん}金^{きん}をだまし取ろうとする義捐金詐欺と疑われる事例の情報が寄せられています。義捐金は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認し、納得した上で寄付しましょう。

1 情報が寄せられた事例・手口

- ・ 社会福祉関係団体を名乗り、義捐金の訪問集金を行うという電話があった。
- ・ 市役所の職員を名乗り、義捐金の名目で金銭の振込みを依頼する電話があった。
- ・ 「オホーツク海のカニを半額で買わないか。売上金の一部を義捐金にする。」という電話があった。
- ・ 義捐金を募集するメールが届いたが、メールに書かれているリンク先が実際はアダルトサイトであった。

2 消費者へのアドバイス

- 公的機関が、各家庭に電話等で義捐金を求めることは考えられません。当該公的機関に確認しましょう。
- 義捐金は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認し、納得した上で寄付しましょう。
- 口座に振り込む場合は、振込先の名義をよく確認しましょう。
- 不審に思ったとき、被害にあったときは、各地の消費生活センター等や警察までご相談ください。

- 各地の消費生活センター、消費生活相談窓口
(消費者ホットライン)

電話 0570-064-370

- 警察(警察安全相談窓口)

電話 #9110